

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和6年4月17日付け公文書部分開示決定処分（尼人第102号-2。以下「本件部分開示決定」という。）に対し、審査請求人が令和6年8月13日付けで提起した審査請求（令和6年度審査請求第17号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和6年4月15日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、和歌山市総務局総務部人事課給与班からの令和5年4月14日付け和人第27号「市役所庁舎の特定屋外喫煙場所の設置状況等について（照会）」への回答の決裁文書一式（以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- 2 処分庁は、本件開示請求文書として、尼崎市総務局人事管理部人事課が保有する令和5年4月28日付け起案の決裁文書「市役所庁舎の特定屋外喫煙場所の設置状況等について【和歌山市からの照会に対する回答】」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- 3 処分庁は、令和6年4月17日、本件対象文書に記載されている情報のうち本市及び和歌山市職員の氏名が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の本件処分を行い、審査請求人に通知した。（本件部分開示決定）
- 4 審査請求人は、令和6年8月13日付けで、本件部分開示決定において不開示とされた部分の一部を取り消し、本件対象文書に記載されている和歌山市職員の氏名（以下「本件情報」という。）を開示する旨の決定を求めて本件審査請求を行った。

- 5 処分庁は、令和6年10月18日、本件対象文書に記載されている本件情報は、条例第7条第2号アに掲げる情報に該当するとして、本件部分開示決定のうち本件情報を不開示とした部分（以下「本件処分」という。）を取り消して本件情報を開示する旨の決定を行い、その旨を公文書開示変更決定通知書（同日付け尼人第102号-3）により審査請求人に通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件情報は、和歌山市情報公開条例（平成5年和歌山市条例第33号）第7条第1号ウに該当し、同条例に基づく公文書開示手続において不開示とすることができない情報であることから、条例第7条第2号アの法令等の規定により公にされている情報に該当し、同号に掲げる情報に該当しないため、本件処分は違法である。

2 処分庁の主張

処分庁は、前記事案の概要第5項に記載のとおり、職権で本件処分を取り消し、本件対象文書に記載されている本件情報を開示することとしたことから、その結果、本件審査請求において、審査請求人に不服があり、開示を求めている本件情報は全て開示されることとなった。

したがって、現時点においては、本件処分は既に取り消されており、審査請求人は本件処分の取消を求める法律上の利益を有していないことから、本件審査請求は、不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

理 由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

本件では、処分庁は、令和6年10月18日、審査請求人が開示を求めた本件情報を条例第7条第2号アに当たるとして開示しており、現時点において審査請求人に不服のある部分は全て開示されている。そのため、不開示部分が、情報公開条例第7条第2号アに該当するか否かの判断をするまでもなく、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないといわざるを得ない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和7年4月24日

審査庁 尼崎市長 松本 眞